

らして該国王に移咨し知照せしめよ。該庁に行令して遣発せしめ、閩安鎮に至れば閩安協と会同して驗明し、兵を撥りて護送出洋せしめ、仍お長行回国の日期を取具し、詳もて具題するを請え。併びに督部堂衙門の批示を候て。繳す。冊・結は存す、等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発回国の期に当たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に合に咨すべし。請煩わくは査照施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

今、査するに、難民伊猶等、均しく貴司暨び兩院の皇上の柔遠の至意に仰体し、難民の遭風の苦情を俯憫し、意を撫恤に加えられ、遣発回国せしめらるるを蒙る。但だに難民等の共に再造の鴻慈を戴くのみならず、即ち挙国も亦た感激すること諉るる弗し。

茲に難民伊猶等一十三名及び附搭せる難民金城仁屋等二十九名を將て、名に按じて籍に帰すを除くの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは査照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

道光五年（一八二五）八月初三日

注*本文書は「二三六一八」の咨覆である。

（一）「橋」校訂本では「籬」とあるが、「橋」の誤りか。

2-140-06

国王尚灝の、接貢のため存留通事鄭良弼等に付した執照

（道光五《一八二五》、八、三）

琉球国中山王尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業に道光四年秋に貢使耳目官向廷楷・正議大夫梁光地等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢す。經に本爵、福建等处承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴かしめ、聖禮を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事毛超叙等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に至らしむ。皇上の勅書・欽賜の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣向廷楷・梁光地・梁文献と在閩の存留通事林奕海等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の札字第二百三十八号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事鄭良弼等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 毛超叙 人伴四名

在船使者二員 ⁽²⁾蔡謨 人伴八名

存留通事一員 ⁽³⁾馬世忠 人伴六名

管船夥長・直庫二名 蔡景福 ⁽⁴⁾ 楊維順 ⁽⁵⁾

水梢共に六十五名

右、執照は存留通事鄭良弼等に付し、此れを准けしむ

道光五年（一八二五）八月初三日

注（1）鄭良弼 乾隆五十四〜咸豐元年（一七八九〜一八五〇）。久米村

系鄭氏（真榮里家）九世。世名城親雲上。道光元年都通事、八

年中議大夫、十七年正議大夫、同年申口座、十八年紫金大夫に

陞る。嘉慶十九年学書ならびに律書習礼のため閩に赴き、二十

三年帰国。道光五年接貢の存留通事、十七年冊封使迎接の正議

大夫となる。道光四年高嶺間切仲城（真榮里）地頭職を授かる（『家

譜（二）』六九七頁）。

（2）蔡謨 瀨名波里之子親雲上（『家譜（二）』三三一頁、蔡景福の

譜）。道光五年進貢の在船使者。『宝案』では嘉慶二十二年護送

船の司養贍大使としても名がみえる（卷二二）。

（3）馬世忠 乾隆四十六〜道光九年（一七八一〜一八二九）。首里系

馬氏十二世良典。嘉慶七年黄冠を頂戴。道光五年接貢の在船使

者、八年進貢の在船使者となる（『馬姓家譜 支流 十一世宮平

里之子良安』）。

（4）蔡景福 乾隆三十五〜道光十七年（一七七〇〜一八三七）。久米

村系蔡氏（仲井真家）。宮城里之子親雲上。乾隆六十年通事に陞

る。道光五年接貢の管船火長（『家譜（二）』三三二頁）。

（5）楊維順 道光五年接貢の管船直庫。『宝案』ではほかに道光九年

の管船直庫として名がみえる（卷一四九）。

2-140-07

国王尚灝より福建布政使司あて、道光四年の進貢関連事項の
如置、進貢使の上京、開館貿易等について知らせる咨を受け
取り、その措置に感謝するむねの咨

（道光五《一八二五》、八、三）

琉球国中山王尚（灝）、咨覆せんが事の為にす。

道光五年五月二十三日、貴司の咨を准けたるに称すらく、貴国

王の咨を准けたるに開す。

照得したるに、本爵は海隅に僻処するも、世々天朝の鴻恩に沐
し、会典に遵依して二年一貢す。欽遵して案に在り。

茲に道光四年の貢期に当たり、特に耳目官向廷楷・正議大夫梁

光地・都通事梁文献等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百員

名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六

百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前み詣りて投納

せしめんとす。乞為うらくは、^撫督 兩院に転詳して具題し、貢使向

廷楷等將て員に委して護送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せし

められんことを。

併びに乞うらくは、歴貢の事例を查照し、留閩の員役を除くの

外、其の余の両船の官伴・水梢は事務の完竣するを待ちて来夏の

早汎にて原船に坐駕して帰国するを准ざるれば、則ち特に航海の

末員、風濤の虞を免るるを得るのみならず、而して将来の貢典も

亦た期を愆^{あやま}る無からん、等の因あり。